

# 地域福祉委員会 所管事務調査報告書

地域福祉委員会では、令和5年度の所管事務調査事項を下記のとおり決定し、調査研究を実施いたしました。以下その概要を報告いたします。

## 1 調査事項

- (1) 子どもの権利条例について
- (2) 書かない窓口について
- (3) 結婚新生活支援について
- (4) 重層的支援体制について
- (5) 所管の施設調査について
- (6) 保育所（園）の現状について

## 2 委員構成

委員長	池上 茂樹	副委員長	松葉谷光由
委員	石田 秀三	委員	市川 哲夫
委員	中西 大輔	委員	森 喜代造
委員	野間 芳実		

## 3 調査活動概要

令和5年7月3日 委員会

執行部から調査事項の現状を聴取

- (1) 子どもの権利条例について
- (2) 書かない窓口について
- (3) 結婚新生活支援について

令和5年7月24日～令和5年7月26日 行政視察

視察先及び内容

- ・静岡県静岡市 「結婚新生活支援について」
- ・神奈川県川崎市 「子どもの権利条例について」
- ・埼玉県深谷市 「書かない窓口について」

令和5年8月7日 委員会

公立保育所・私立保育園の現状について現状を聴取

- (5) 所管の施設調査について  
行政視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理
- (1) 子どもの権利条例について
  - (2) 書かない窓口について
  - (3) 結婚新生活支援について

令和5年10月2日 現地視察

視察先及び内容

- ・神戸保育所 「保育所（園）の現状について」
- ・白鳩保育園 「保育所（園）の現状について」

令和5年10月6日 委員会

執行部から調査事項の聴取, 現地視察を終えての意見交換及び調査事項の論点整理

- (1) 子どもの権利条例について
- (2) 書かない窓口について
- (3) 結婚新生活支援について
- (6) 保育所（園）の現状について

令和5年11月6日 委員会

執行部から調査事項の聴取及び調査事項のまとめ

- (4) 重層的支援体制について

令和5年12月13日 委員会

委員会所管事務調査報告書最終確認

## 4 調査研究の結果

### (1) 子どもの権利条例について

—鈴鹿市の現状—

本市では、「鈴鹿市まちづくり基本条例」に子どもの権利を明記することで、本市の基本姿勢を示してきた。また、子どもの権利を理念にとどめず、具体的な施策や実践に生かしていくことが重要であるという考えの下、「鈴鹿市総合計画2023」や「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」においても子どもの権利を明記し、これまでも権利を尊重するための施策を積み重ね、子どもに関する様々な課題に対応している。また、令和元年度に市議会から「条例の制定を念頭に、虐待など、子どもを取り巻く課題と、その課題を解決するための取り組みを全庁的に整理すること。」「条例制定の検討に当たっては、庁内組織をはじめ、民間機関、市民などから幅広く意見聴取を行い、市全体の事業の検証も合わせて行うこと。」の提言が出されている。

このような中、国において、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、6月には、こども未来戦略方針が閣議決定され、子ども・子育て支援加速化プランとして、今後3年間で集中的に取り組む具体的な施策が示されるなど、子どもに対する取組や政策は今後さらに拡大することが考えられる。

また、長期に渡ったコロナ禍において、子どもたちの生活は大きく翻弄され、子どもがいる家庭では、虐待や貧困などの問題が明らかとなり、子どもに限らず保護者にとっても、不安定な社会情勢の中で、子育ての悩みや不安を抱えている。

本市では、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを確保していくことを最も重要な課題の一つとして考えており、子どもたちを取り巻く様々な課題に対し、より実効性のある施策をこれまで以上に推進する必要がある。

このことから、子どもに関する条例を制定することで、子どもの権利を守り、子育てを社会全体で支えるという意識の醸成を図っていきたいと考えている。

子どもに関する条例の全国の制定状況については、自治体約1,700団体のうち、現在147団体が条例を制定しており、県内の状況については、三重県のほか、伊賀市、名張市、東員町が子どもに関する条例を制定している。

今後のスケジュールの予定としては、執行部からの報告によると、令和6年1月を目途に骨子案を作成し、6月には条例案を完成する予定である。その後、9月に議会の議案として提出を行い、12月1日に施行する予定であるが、委員会では、条例策定について、丁寧に取り組むことを求める意見があった。

意見聴取については、有識者等・子どもや若者等・市議会の大きく3つに分け、聴取する予定である。

まず、有識者等からの意見聴取では、鈴鹿市子ども子育て会議を母体とした、鈴鹿市子ども条例検討部会（仮称）を設置する予定である。検討部会の構成については、子ども子育て会議の委員の中からの選出とその他、子どもに関する他の分野で活躍されている関係者も検討部会の委員に加えることで、より幅広い分野の有識者から、意見聴取をする。

次に、子どもや若者等からの意見聴取については、基本的には、アンケート調査の実施とする。なお、小・中学生への意見聴取については、教育委員会事務局や学校現場と連携し、クロムブックでのアンケート調査を想定している。

## —視察概要—

### (1) 神奈川県川崎市

川崎市では子どもの権利に関する条例を平成13年に施行した。この条例の制定に至る背景として、体罰や家庭・施設内での虐待、不登校の増加、校内暴力など問題が顕在化していたからである。また、児童虐待の対応時や保護後の施設での子どもの権利保障が不十分であったとのこと。

条例づくりではプロセスを重視し、「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を基本理念に、地域社会の主権者である子どもを含む市民とともに策定した。条例策定にあたり、平成10年9月から平成12年6月の約2年間で200回以上の会議や市民集会等を

開催している。

教育委員会事務局が条例策定の事務局を務め、川崎市子ども権利条例関係部局幹事会において庁内調整を実施し、条例の施行にあたっては、市長事務部局で総合的・計画的に進行管理をし、市全体で取り組んだとのこと。

条例の内容と成果については、まず、27条で子どもの居場所について定めており、平成15年7月に約8億円で子ども夢パークを開設している。子ども夢パークは、不登校支援であるフリースペースと誰でも好きなように遊べるプレーパークの2つの機能がある。

30条では子ども会議を設置することを定めており、子どもの社会参画・子どもの意見表明をするため、子ども会議が開催されている。

また、35条に基づき、平成13年6月、川崎市人権オンブズパーソン条例を制定し、子どもの権利と人権の侵害について、相談・救済の申し立てを受け付け、問題解決を図っている。

38条から40条に子どもの権利委員会について規定し、市の付属機関として市長が子どもの権利に関する諮問をしている。

本条例が制定されたことで子どもの人権について庁内で共通認識が得られたため、政策を進めやすくなったとのこと。また、条例の中に人権オンブズパーソンの設置、子ども会議の開催、子ども夢パーク等具体的な取り組みが位置付けられたため、事業が進めやすくなったとのこと。

課題としては、市民への認知度が伸びていないため、認知度を広める活動を進めているとのこと。

#### —まとめ—

川崎市では条例を作るにあたり、2年間で約200回もの会議を開催し、プロセスを重視して条例を制定している。理念だけの条例で終わらせず、条例制定後、条例に基づき具体的な施策を展開するなど条例をうまく活用して政策を進めている。

本市では、令和6年12月1日の施行に向けて、有識者、子どもや子育て当事者等に意見聴取を行う予定である。こども基本法の第3条及び第11条を尊重し、本市においても、条例制定を目的化せず、川崎市のように市民や子どもの意見を取り入れた条例を制定し、条例制定後は具体的な施策に活かしていく必要がある。

## (2) 書かない窓口について

### —鈴鹿市の現状—

本市の窓口の現状は、申請書記入時に記載案内の職員が、記載案内、記載補助を行うとともに、受付にて全ての方に対し、記載項目の再確認、記載補助も行い、場合によっては、書くことが困難な方へは、申請書記載のサポートを行っている。

また、申請書の記載項目は、申請書記入時に市民の方の申請に要する時間の短縮を目的として、住所、氏名、生年月日等以外については、できる限り項目を選んでいただき記入できるようなチェックリスト形式の申請書を活用しているため、申請書記入で住所と氏名

さえ記入いただければ、あとは記載いただかなくとも受付で聞き取りにて職員が記入し、申請書を作成している。なお、本市の場合、来庁・申請書記入から受付までの平均所要時間は約3分である。

本市では、令和5年2月6日からマイナンバーカードを活用した転出・転入ワンストップ手続きを開始している。具体的には、住民異動届の一部をオンライン化したもので、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル上で転出届が完了することで、市民が転出届のために来庁する必要がなく、転入届の申請書作成機能と併せ、従来と比較しても市民にとって、負担が少なく便利なものである。

近年の窓口サービス向上の取り組みについては、コンビニ交付については、令和3年度に税証明の税額控除表示改修、令和5年度に転居履歴表示の改修を行った。また、令和2年度には、窓口業務委託実施とマイナンバーカードセンター開設、令和3年度には、おくやみコーナー開設、証明書自動交付機の設置、及び手数料決済のキャッシュレス化、令和4年度には転出・転入ワンストップ稼働と近年は様々なことに取り組んでいる。

混雑緩和に向けた窓口サービスのオンライン化に係る本市の状況について、転出・転入手続きのワンストップ化や証明書のコンビニ交付の利用率は15%を超えており、オンラインにて市民が来庁せずに手続きが完結できる取組は、マイナンバーカードとともに、着実に普及が進んでいる。

本市では、このようなオンライン申請を柱として窓口の混雑緩和の推進を図るとともに、デジタル化への対応が難しい市民の方には、窓口で申請内容を職員が聞き取り署名いただく方法も必要な施策であると認識していることから、現状の記載サポートにて市民に寄り添いつつ対応している。

書かない窓口の形には、一般的なもの以外に対象窓口を証明、または届出に限定したものの、窓口で市民自らが端末を操作し申請書を作成するもの、もしくは、事前に自宅等にて必要項目を入力後、QRコードを印刷し、それを窓口で提示することで申請書が自動作成され、待ち時間の短縮につなげているものなど様々なメニューがあるため、現在、情報収集や研究に努めている。

## —視察概要—

### (1) 埼玉県深谷市

深谷市は平成30年度に総務省業務改革モデルプロジェクトに採択され、BPR手法による窓口業務の現状分析やICTを活用した申請手続きの自動化の実証実験を行い、申請書の統一化、審査方法を標準化、標準化した業務のマニュアル化、手数料決済のキャッシュレス化、申請書類等のデータ化を行った。

令和元年5月に市民に優しく分かりやすい窓口の実現や効率的な行政サービスの提供を行うため、企画課、ICT推進室、市民課による窓口自動化ワーキンググループを発足させた。また、船橋市、北見市、鎌倉市へ視察に行き、令和2年7月27日より、書かない窓口を開始している。

窓口では、記載台を撤去して受付番号機を設置し、これまで、最大4枚記入する必要が

あった申請書を、1枚の申請書に統一し、タブレットを使って職員が内容を確認して市民が署名するのみにしている。

また、手続きに関わる職員が4人から2人になり、証明書の発行は平均9分、住民異動届は平均25分削減され、人件費は、約2,300万円削減された。また、システム導入費は約4,400万円のため、約2年で採算がとれている。

市民からは、書類を書く手間が省けて助かっている。他の自治体でも取り入れてほしい。このようなサービスはうれしい。などの意見があった。

説明後、市民課にて、書かない窓口の様子を見学し、カウンターの中で、受付から書類作成までの流れを説明いただいた。また、窓口案内表示が各種証明書の交付、マイナンバー、住所異動・印鑑登録、戸籍の届出などに色分けして待ち人数が表示されており、窓口で待つ人に分かりやすい表示となっていた。

#### —まとめ—

「書かない窓口」とは、地方自治体の窓口でマイナポータルや窓口業務支援システム等により、窓口にて、職員が本人確認と要件の聞き取りを行い、必要項目をシステムに入力することにより、申請書を職員が作成し、市民は署名のみを行うものが代表的なもので、令和4年度は約70の自治体が取り組んでいる。

深谷市では書かない窓口を導入したことにより、証明書発行手続き等の時間短縮や人件費削減に繋がるなど導入によるメリットがあったが、国が進めている住基システムの標準化が令和7年度以降に行われる予定のため、他課にはまだ、横展開できていない状況である。

本市では、令和5年2月6日からマイナンバーカードを活用した転出・転入ワンストップ手続きを開始しているが、書かない窓口の導入には至っておらず、現在情報収集や研究を進めている。

今後、先進地を参考に導入に向けて調査・研究を進め、鈴鹿市に合った「書かない窓口」を導入することで、窓口の混雑を緩和し、市民の利便性向上につながるような窓口を実現する必要がある。

### (3) 結婚新生活支援について

#### —鈴鹿市の現状—

結婚新生活支援事業は、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の補助を行う自治体を国が支援する事業である。

現在の補助事業の要件としては、①婚姻日が令和5年3月1日から令和6年3月31日であること、②所得要件として、世帯所得が500万円未満であること、③年齢要件として、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下であることとなっている。補助上限額については、夫婦ともに29歳以下の世帯では1世帯当たり上限60万円を補助し、それ以外の世帯では1世帯当たり上限30万円を補助することになっている。

県内で当該事業を実施しているのは、尾鷲市、熊野市、いなべ市、度会町、紀北町、紀宝町の3市3町、計6自治体となっている。この中で尾鷲市、熊野市、いなべ市の3市については、いずれの自治体も婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用を補助対象としている。対象世帯について、尾鷲市は「申請日から2年以上継続して居住意思があること」、熊野市は「居住意思があること」を付加している。

補助上限額については、尾鷲市及び熊野市が夫婦ともに29歳以下である場合は60万円、それ以外は30万円と定めているが、いなべ市は一律30万円と定めている。

令和5年度予算額については、3市とも過去の実績を参考に数百万円程度を計上しており、実績についてはいなべ市の年間6組が最多となっている。

鈴鹿市が実施している結婚支援については、三重県と希望市町で構成する「みえ結婚支援プロジェクトチーム」において事業内容等を検討するとともに、出逢いの場や自分磨きセミナーなどに関する情報提供を行う「みえ出逢いサポートセンター」と連携し、結婚支援事業として取り組んでいる。

今年度は、プロジェクトチームに参画する北勢エリアの5市2町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町）で取り組む婚活イベントや相談会について、鈴鹿市を開催地として実施する予定となっている。

## —視察概要—

### (1) 静岡県静岡市

静岡市では、平成26年にしずおかエンジェルプロジェクト推進事業を開始し、未婚者を対象とした出会いのイベント及びセミナーの開催などを推進してきた。

また、経済的理由で結婚に踏み切れない層をターゲットとした施策については未着手であったことと、既に県内で実施する市町があり、県中部を中心に新たに当該事業を実施する動きがあったことから結婚を機会とした移住定住を促す制度として、平成29年度から結婚新生活支援補助金を開始した。

補助金の主な条件として、夫婦ともに39歳以下で対象経費は婚姻に伴う住宅賃借費用、住宅購入費用、リフォーム費用、引越費用となっている。補助金の上限は30万円夫婦ともに29歳以下であれば、60万円とのこと。

申請者の声として、妻の出身地へ帰るきっかけとなった。結婚の時期を前倒しできた。結婚だけでなく、出産の予定もあるため、助かった。などの意見があった。

令和3年度の実績として、申請件数は33件、1世帯当たりの平均額は272,727円で賃貸住宅の費用を申請される方が1番多く、住居費と併せて引越費用を申請される方も多くいた。

運営に係る予算について、事業開始当初より、市の一般財源は用いず補助金交付のための予算のみで、運営に係る予算はないとのこと。全ての交付が地域少子化対策重点推進交付金の対象となるよう制度設計をしているため、決算額のうち、令和2年度までは2分の1、令和3年度以降は3分の2の補助率分について、国の予算で賄われている。

今後の展開として、令和2年度から令和4年度は年度途中で予算がなくなっていること

から、申請した全ての世帯に交付ができるよう、国の動向に注視しながら、1年分の予算確保に努めていく。また、例年、申請受付終了後に当該補助金制度について知ったという方から問い合わせがあるため、当事者への周知をさらに図っていく必要があるとのこと。

#### —まとめ—

静岡市では、結婚新生活支援補助金について、好意的な意見が多く令和2年度からは年度途中で予算を使い果たしていることから、一定の需要はあると考えられる。課題としては、補助金の対象世帯となるかが、市民の判断または問い合わせを受けての判断になるため、当事者への周知が難しいとのことであった。

経済的な理由で結婚に踏み切れない方に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化ができるよう、また、国の補助金で実施できる事業であることから、鈴鹿市でも導入を検討していくべきである。

### (4) 重層的支援体制について

#### —鈴鹿市の現状—

本市では、地域共生社会の実現のため、重層的支援体制整備事業の開始に向けて、令和3年度から重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んでいる。また、令和4年度に市議会から重層的支援体制についての提言が出されている。

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるような包括的な支援体制を構築することを目的としている。具体的には、従来の個別の福祉制度では、相談支援につながりにくかった制度の狭間にある方について、対応できる仕組みを構築することである。

令和6年度に重層的支援体制整備事業へ移行した際には、それぞれの相談窓口で、総合的な対応を行うことが、基本になることから、関係機関全体を市の「断らない窓口」とする。

この中で、福祉の総合相談窓口を担う機関として、制度上、包括的な相談対応を行う支援機関として設置している。現在の健康福祉政策課が所管する「生活困窮者自立相談支援機関」を、中核的な支援機関と位置づけることを考えている。こちらに必要な人員を配置し、他の相談支援機関との調整や、必要な助言等が行える体制を整えていく。

この生活困窮者自立支援機関の体制強化に当たっては、現在、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーの配置を委託している鈴鹿市社会福祉協議会と協議、調整を行っており、令和3年度から鈴鹿市社会福祉協議会に、相談支援包括化推進員を兼務する形で1名、配置している。その後、体制の充実を図るため、令和4年度には3名増員し、4名体制に、更に、令和5年度においては、2名増員し、6名体制とするなど、適宜、体制の強化を図ってきている。令和6年度に向けて、現在の6名のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを中心に、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターなどと、より連携を図っていくことで、8つの日常生活圏域単位での活動を基本に、各地域において、効率的に相談支援が行えるように、協議・調整を進めている。

また、この重層的支援体制整備事業を推進していく市の担当部署は、健康福祉政策課とし、担当職員についても、包括的相談支援員や、多機関協働のための役割を担うことを想定している。なお、相談者や他部署において「どこに相談すればいいかわからない」福祉の困りごと相談がある場合は鈴鹿市社会福祉協議会にある「くらしサポートセンター」や健康福祉政策課の「生活相談グループ」において対応しているが、更に、連携が円滑に図れるように、今後の体制について、鈴鹿市社会福祉協議会と協議・調整を進めている。

複雑化・多様化した相談に関しては、最初に相談を受ける窓口だけで対応することは困難な事案があるが、重層的支援体制への移行後には、各窓口において、担当分野以外の内容であっても、世代や属性にとらわれず、一旦、相談内容を聞き取り、受け止め、窓口での相談後は、聞き取った相談内容や主訴を整理し、関係する担当分野の部署や相談機関と速やかに課題を共有し、適切な支援に円滑につながるように、連携が図れる仕組みを整えていく。

#### —まとめ—

令和6年度からの重層的支援体制の稼働に向け、今後も、本市の実情に合った包括的な支援体制が構築できるよう庁内関係部署や各福祉分野の関係機関との協議、調整を進めていく必要がある。また、市議会との協議・調整も必要である。

### (5) 所管の施設調査について

#### ①公立保育所、私立保育園の現状について

##### —鈴鹿市の現状—

本年度の本市の公立保育所、私立保育園・認定こども園を利用している園児数の総数は、4,710人で、公立は、10施設で1,032人、私立は、33施設で3,678人である。

本年度保育所(園)等を利用している外国籍児童の総数は238人で、内訳は、公立10施設中8施設に45人、私立33施設中28施設に193人となっている。

本年度保育所(園)等で雇用している通訳職員の総数は5人、内訳は、公立10施設中2施設で2人、私立33施設中2施設で3人となっている。

本年度保育所(園)等を利用している特別支援児の総数は209人、内訳は、公立10施設中10施設で148人、私立33施設中18施設で61人となっている。

保育所(園)等で雇用している看護師職員の総数は21人、内訳は、公立10施設中8施設で10人、私立33施設中11施設で11人となっている。

委員から、外国籍児童の現状についてもう少し細かい数字を知りたい。通訳がない場合でも、外国籍の保護者や園児と意思疎通が図られているか。私立保育園には193人の外国籍児童がいるが、ほとんどの園児が日本語を喋れるのか等の意見があった。

## (6) 保育所(園)の現状について

### ①神戸保育所

#### —視察概要—

視察では、エアコンやトイレについて施設の状況や、保育士の働き方、外国籍児童や特別支援児への対応について説明があった。また、園児の給食の様子を見学した。

委員会では、委員から、エアコンが効きにくいいため、スポットクーラーで臨時的に対応しているが、設置したエアコンの容量が足りているのか疑問に感じた。職員用のトイレについて、和式トイレが2つしかなく小・中学校や公民館等では洋式トイレの整備が進んでいる中で、保育所の改修が遅れていると感じた。公立保育所が延長保育や土曜保育についてもう少し頑張ってもらいたいことが必要ではないか等の意見があった。

妊娠中の保育士等が安心して働けるようにトイレの洋式化や、夜間に暗くて送迎に支障があるため、駐車場の街灯の設置等施設整備を進める必要がある。

### ②白鳩保育園

#### —視察概要—

視察では、送迎バスの置き去り防止センサーの説明や外国籍児童や特別支援児、貧困家庭への対応について説明があった。

委員会では、委員から、外国籍児童や特別支援児の数が多いため、言葉の問題だけでなく色々な面で保育士の負担になっていると感じた。貧困家庭が多いという説明を受け、重層的な支援という視点を持って取り組んでいく体制が必要だと感じた。1年で30人ほど園児が増えており、多くの途中入園を受け入れていると感じた等の意見があった。

外国籍児童や特別支援児等に対応するにあたり、子どもだけでなく、保護者も含め、どのように支えていくかという視点が必要である。

## 5 市行政への提言

以上の調査研究を踏まえ、次のとおり提言する。

### 1 子どもの権利条例について

- ① スケジュールにとらわれることなく、有識者を初め、市民、子ども等の多様な意見をしっかり取り入れ、鈴鹿市の実情に即した条例を策定すること。
- ② 条例策定と並行して規定する内容を具現化し実行するため、予算や施策に反映させるとともに、条例の目的が達成されているかを検証すること。

## 2 書かない窓口について

- ① 書かない窓口の開設により，手続きの時間短縮や人件費の削減など多くのメリットがあるため，先進市を参考にし，国の動向も注視しながら導入に向けた検討を庁内全体で行うこと。
- ② 窓口案内表示について，手続きごとに色分けするなど窓口で待つ人がより分かりやすい案内等を検討すること。

## 3 結婚新生活支援について

- ① 結婚を希望する若者を後押しし，少子化対策に資するため，国の補助金を活用した，結婚新生活支援事業の導入を検討すること。
- ② 補助金を導入する際には，当事者へ効果的な周知方法を検討すること。また，導入後は補助金の利用者にアンケート等を実施し，その効果を把握すること。